

被扶養者資格継続調査を 実施します

本年も次のとおり被扶養者資格継続調査を実施しますので、該当する組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、調査書及び添付書類を提出しない場合や被扶養者資格の確認ができないときは認定取消となります。

また、個人番号による情報連携を実施していますが、一括取得が困難なため、添付書類の提出をお願いします。

調査対象者 18歳から70歳までの被扶養者（本年4月1日以降に被扶養者として認定された方を除きます。）

調査方法 対象組合員へ、7月に「被扶養者資格継続調査書」を配付しますので、所属所の共済事務担当課へ提出してください。

認定要件

区分	公的年金を受給していない方	60歳以上の公的年金を受給している方 障害年金を受給している方
収入基準	年額 130万円未満 月額 108,334円未満 日額 3,612円未満	年額 180万円未満 月額 150,000円未満 日額 5,000円未満

詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

必要添付書類

現況	添付書類
無職の方	非課税証明書（所得証明書）または無職証明書
学生の方	有効期限を確認できる学生証の写しまたは学証明書の写し
給与収入がある方 （パート、アルバイト）	被扶養者資格継続調査書の裏面にある給与支払証明書に、毎月の賃金明細を記入し、事業主から証明を受けてください。
年金収入がある方	最新の年金改定通知書の写しまたは年金支給通知書の写し
事業収入がある方	令和元年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し
雇用保険、傷病手当金、利子・配当収入がある方	雇用保険受給資格者証の写し、手当金支給通知の写しなど収入を確認できる書類
令和2年3月31日までに被扶養者となった平成10年4月1日以前生まれの無職無収入の子及び組合員の兄弟姉妹	非課税証明書（所得証明書）及び扶養継続申立書

※上記添付書類のほか、必要に応じて関係書類を求めることがあります。

●別居をしている被扶養者（学生を除く。）について

送金を確認できる書類（ATM利用明細書の写し等）の添付が必要になります。令和元年7月～令和2年6月までの送金分を添付してください。

なお、添付できない場合、遡って認定取消となります。

また、送金額は対象被扶養者の年間収入の2分の1以上かつ、毎月5万円以上仕送りしていることが要件となります。